



組合員の皆様

2013年11月11日

米国の油濁汚染：船舶の油濁事故対応計画書に関するワシントン州の新規要件について

ワシントン州の水域に入航する300総トンを超えるすべてのタンカーおよびその他の船舶は、事前に緊急時対応計画書の提出が義務づけられています。

これに関して船主は、包括的油濁事故緊急対応計画書への登録をもって、個別計画書の提出に代えることができます。そのため長年にわたり船主は、Washington State Maritime Co-operative (WSMC) と契約することで、ワシントン州の要件を満たしておりましたが、WSMCの契約条件は国際P&Iグループ (IG) が定める油濁事故対応計画書に関するガイドラインに適合したものではありませんでした。WSMCは油濁事故が発生した場合、最初の24時間または本船関係者側の油濁事故対応チームに作業を引き継ぐまでの間、油濁処理にあたってきました。近年WSMCはNational Response Corporation (NRC) と契約を締結し、NRCが一次対応の油濁処理業者として、ワシントン州法の要件を満たすうえで必要となる油濁防除資機材を提供していますが、そのNRCとの契約が2013年12月31日をもって終了します。

NRC では、同社独自のワシントン州緊急時対応計画書 (NRC Covered Vessels Washington State Contingency Plan) を作成し、すでにワシントン州環境保護局の許可を得ています。タンカーおよびタンカー以外の船舶の船主は、2013年11月1日よりNRCとの契約および追加協定を締結することで、ワシントン州法の要件を満たすことができます。詳細については<http://nrcwaplan.nrcc.com/>をご参照ください。なお、NRC Covered Vessels Washington State Contingency Plan は、IG のガイドラインに適合したものとなっております。すでに連邦法の要求に基づく対応としてNRCと契約を締結している船主につきましては、追加協定のみを締結していただければ結構です。

WSMCと契約することは今後も可能ではありますが、新規の一次対応業者 (Global Diving & Salvage, Inc) が提供する油濁防除資機材では、ワシントン州法に基づく要件を満たすことになりません。従いまして、NRCやMarine Spill Response Corporation (MSRC) などの主要な油濁事故対応業者 (OSRO) から資機材の提供を受ける追加契約が必要になります。

組合員の皆様は、WSMC の契約条件が IG のガイドラインに適合していないこと、同契約を締結することでクラブ・カバーの対象とならない責任を負う可能性があり、そのため追加保険が必要となる場合があることをご了承ください。

The Standard Club Europe Ltd

www.standard-club.com

Registered in England No. 17864. Authorised by the Prudential Regulation Authority and regulated by the Financial Conduct Authority and the Prudential Regulation Authority

Managers' London Agents: Charles Taylor & Co. Limited. Registered in England No. 2561548
Charles Taylor & Co. Limited is an appointed representative of Charles Taylor Services Limited,
which is authorised and regulated by the Financial Conduct AuthorityRegistered Address: Standard House, 12-13 Essex Street, London WC2R 3AA, UK
Telephone: +44 20 3320 8888 Email: pandi.london@ctplc.com

さらに、組合員の皆様は、NRCまたはWSMCのいずれの契約であるかにかかわらず、ニア湾 (Neah Bay) にタグボートを待機させるサービスを受けるため、ワシントン州の水域（コロンビア川は除く）に入航する前に、緊急時対応用曳航船（ERTV = Emergency Response Towing Vessel）に登録する必要があることにご注意ください。ERTVに登録した船主については、その所有船舶がワシントン州の港（コロンビア川を除く）に寄港する都度、必ずERTVが待機することになります。このように船舶の通航中、タグボートを待機させることは、ワシントン州法の要件です。ERTVの契約に署名すると、万一、所有船舶の通航中に曳航が必要になった場合、船主はタグボートの所有者との契約締結に同意したことになります。組合員の皆様は、この契約の条件が、IGが定める油濁事故対応計画書に関するガイドラインに適合していないこと、またワシントン州の水域（コロンビア川を除く）を通航する船舶には追加保険が必要となる可能性があることにご注意ください。追加保険の詳細については、当クラブまでお問い合わせください。

ERTVへの加入は1回のみ必要です。したがって、ERTVへの加入契約をすでに締結している組合員は、再度契約する必要はありませんが、これまでワシントン州に寄港したことがない船舶がある場合には、新たに船舶情報リストを提出しなければならない可能性があります。料金については、ワシントン州の水域に船舶が寄港してERTVの待機が必要となる度に徴収され、その金額はタンカーとタンカー以外の船舶で異なります。詳細につきましては http://marexps.com/supporting/ertv/ertv_rates をご参照ください。また、Marine Exchange（ピュージェット湾 (Puget Sound) およびグレイズ湾 (Grays Harbor) の船舶航行に関する情報を収集・配信する独立系の組合）が船舶の航行を追跡し、NRCとの契約およびワシントン州に関する追加協定を締結している船舶を確認した場合には、（WSMCとの契約とは異なり）自動的に直接船主に請求書を発行します。

国際P&I グループに所属する全クラブが同様の内容の回覧を発行しています。

以上



Alistair Groom
Chief Executive
Charles Taylor & Co Limited

Direct Line: +44 20 3320 8899
E-mail: alistair.groom@ctplc.com

(本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです。)